

さいたま市告示第 1548 号

「さいたま市リーディングエッジ企業 2027」紹介冊子等制作業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき告示する。

令和 8 年 10 月 1 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「さいたま市リーディングエッジ企業 2027」紹介冊子等制作業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に営業品目（大分類）「60 印刷（製本含む）」及び「80 催物等」のいずれにも掲載されていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 過去 2 年の間に国又は地方自治体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札シ

システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和８年１０月１５日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで。ただし、交付最終日は午前９時から正午までとする。）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。２の要件を満たしている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和８年１０月１５日（木）まで（電子入札システムを利用しない場合は、休日を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで）

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市経済局商工観光部企業成長推進課
担当　新産業育成係　電話０４８（８２９）１３７１

(2) 交付日時

令和８年１０月１６日（金）午後１時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって

落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 4 時まで（持参の場合は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 4 時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部企業成長推進課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 10 月 23 日（金）10 時 00 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を 6 の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市経済局商工観光部企業成長推進課
電話 048 (829) 1371

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部企業成長推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。